

## 令和6年2月 文書質問及び回答

1 質問者 我孫子 洋昌 議員

2 質問事項 行政改革大綱を推進する際の町民との意識共有について

質問の内容・要旨	回答
<p>行政改革大綱によると、「健全で持続可能な財政基盤の確立」を目的として、公共施設の開館日の減少、開館時間の短縮等の方針が掲載されている。そこで以下伺う。</p> <p>① これらは、今回の行政改革大綱の策定時に顕在した課題を受けたものか、それとも以前から存在していた課題が今回の内容につながったと考えるか。</p> <p>② 令和5年10月号の広報誌では、町の財政健全度について、一見すると「安心できる」と伺える内容となっている。一方、行政改革大綱の見地に立つと異なる見方となる。町民はどちらの情報をもとに町の財政基盤を捉えるべきか。今後、財政健全度を公表する際は「様々な改革を実施しないと持続可能な財政を維持できない」との見地から情報提供すべきではないか。</p> <p>③ 令和4年2月の文書質問で「公共施設におけるサービスの提供」について回答を得ているが、公共施設の利用時間等の変更之际、管理体制を工夫する等、利用者との協議等を丁寧に行う考え方に変更はないか。</p> <p>④ 行政改革の理由として社会情勢の変化を掲げているが、事業実施・施設整備前の計画について客観的な総括・評価等を町民に示し、改革の必要性を理解してもらうべきではないか。</p>	<p>①「公共施設の開館日の減少、開館時間の短縮等の方針」は、公共施設管理運営方法の見直しの一環として、今回の行政改革大綱の策定時に顕在した課題として整理したものであります。</p> <p>②毎年の広報誌10月号で「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、前年度決算で算定された「健全化判断比率」を公表しているものであります。</p> <p>行政改革大綱における財政状況では、基金残高は、令和元年度に財政運営基準（標準財政規模の50%以上）を設定し、財政健全化に向けた取組により回復傾向にある。また、町債残高は、財政運営基準（標準財政規模の200%以下）を設定し、回復傾向にあるが、今後のインフラ施設の更新など、一定水準以下に抑制していく必要があると説明しております。今後におきましても法律で義務付けられている「健全化判断比率」を基本としながらも、町独自で設定している「財政運営基準」の達成に向けて、行政改革大綱に基づく取組を確実に推進し、健全で持続可能な財政基盤の確立を目指して参ります。</p> <p>③公共施設の利用時間等の変更や管理体制の見直し等の際には、利用者との協議等を丁寧に行っていく考え方に変更はありません。</p> <p>④行政改革大綱は、下川町総合計画（最上位計画）を着実に推進するための下部計画として位置づけ、行財政運営の観点から下支えするものであります。</p> <p>行政改革大綱に基づく計画や取組は、下川町総合計画に位置付けていることから、引き続き行政評価において、役場内部の評価と下川町総合計画審議会における外部評価を実施し、改革の必要性の理解と取組を推進して参ります。</p>